

## *PwC Tax Insight (No.19/2017)*

### 労働者保護法改定

Issue 24 August 2017

**pwc**

.....  
労働者保護法が改定されます。  
.....

現在、労働者保護法の改定が進められています。2017年8月15日には労働省が提出した法案が閣議決定されました。労働者保護法の本改定事項は以下の通りです。

- 「報酬」という定義とその支払時期の記載が追加されました。報酬には、賃金や時間外手当の従業員の労務の対価の他に、あるあらゆる種類の報奨が含まれ、これらはその仕事の質、量および付加価値が同等であるならば性別に関わらず、全ての従業員に等しく支払われる必要があります。
- 解雇予告手当、報酬及び一時休業中の賃金の支払いの遅延に対して、身元保証金の返還や賃金、時間外手当、解雇手当及び特別解雇手当の支払いの遅延同様、年15%の遅延利息を支払う必要があります。
- いかなる状況であっても、転籍にあたっては従業員の同意が必要になります。
- 私用休暇は年間3日とされました。
- 妊婦検診も産休に含まれることになりました。
- 一時休業中の賃金の支払い場所と支払期日の特定が指示されました。

- 20年以上勤務した従業員の解雇手当が最終給与の400日分へと引き上げられました。
- 事業所移転の定義が拡大され、移転先が既存の場合も含まれるようになりました。事業所移転時は、労働局長が指定した形式で事前に従業員に事業所移転を通知する必要があります。また、事業所移転の際に従業員の解雇手当付き退職が認められる状況についても規定されました。
- 事業所移転または従業員からの申し立てに関して、雇用主が労働局担当官の命令または裁判所の判決に準拠している場合、労働法に関連する刑事犯罪について和解が認められます。
- 労働者保護法に基づく刑事罰則規定と基準を改定しました。

この法案は、直ちに関係当局および国家立法議会に提出され、制定される見込みです。

今後進捗がありましたら皆様にお知らせいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Vunnipa Ruamrangsri  
Anuwat Ngamprasertkul  
Phi Ploenbannakit  
Thanakorn Busarasopitkul

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uzumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uzumi@th.pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385)[mayumi.yamamoto@th.pwc.com](mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com)

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).